

Voters

特集

女性参政権を考える

- ▶ 女性参政権獲得の歴史（久保 公子） 4
- ▶ 諸外国にみる政治的ジェンダー平等の推進（衛藤 幹子） 6
- ▶ 女性の政治参画を阻むもの（三浦 まり） 10

巻頭言 民主主義を丁寧に論じる（犬塚 元） 3

コーナー 情報フラッシュ 2、14

連載 メディア・リテラシーを学ぶ(第1回)
(西村 寿子) 16

連載 「高大接続」を考える(第4回)
(友野 伸一郎) 18

報告 主権者教育の推進に関する
有識者会議とりまとめ 20

レポート やまぐち若者会議
(山口県選挙管理委員会) 22

レポート 将来の有権者(小学校6年生)に向けた
「給食大臣選挙」に込めた思い
(越智 弘一) 24

コーナー 海外の選挙事情
フランス大統領選挙 26



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



引越しをしたら…

住民票も引越しを！

引越したら住民票を移す手続きを！

あなたの認識ありますか？住民票にまつわるウソ？ホント？

学生だから別に住民票を
移さなくてもいいじゃん！



住民票を移すと
だんごチケットがもらえる！



社会勉強といえばバイトでしょ！
住民票はあとと！



過料5万円に処される
場合がある！



市役所又は支所での
手続きを！



成人式に出られない？！



大学内で投票できます！

※住民票を移して3ヶ月経つと松山市の有権者になります。

選挙 コンシェルジュ の募集

選挙コンシェルジュって何？

松山市選挙管理委員会と協力し、
若者の投票率向上のための企画を実行しています。
高校生・大学生を中心に約30人で楽しく活動しています。



QRコードはコチラから！

選挙コンシェルジュの活動は、松山市選挙管理委員会のフェイスブックでも配信しています。
興味のある方は、松山市選挙管理委員会までご連絡ください。

松山市選挙管理委員会 tel:089-948-6619 mail:senkan@city.matsuyama.ehime.jp

詳しくはコチラをCheck! 【facebook】 <https://www.facebook.com/matsuyamasenkan/>

大学で投票

新入生のみんな大学でちょ～スタイリッシュな投票してみない？

選挙の際には

松山大学・愛媛大学に
期日前投票所が開設され
投票ができます。

※選挙の時期によって設置されない場合があります。期日前投票所が設置されるのは、松山市の選挙区のみです。

愛媛県松山市選挙管理委員会と協力して活動している「選挙コンシェルジュ」は4月7日、メンバーが所属する松山大学と愛媛大学に選挙の際には期日前投票所が設置されることのPRと、住民票の異動をよびかけるチラシを、両大学の入学式後の新入生に配布しました。チラシのデザインはメンバーによるものです。

松山市選管ではコンシェルジュとは別に、投票率向上の取り組みに賛同してくれる市内の学生サークル、高校の部活動などのクラブ等の団体を「選挙クルー」に認定しています。現在12団体がクルーとして活動しています。



東京都狛江市で知的障害者と家族を支援する活動をしている「狛江市手をつなぐ親の会」は、狛江市選挙管理委員会と協力して、「選挙補助DVD—投票に行こう！—」を作成し、4月25日に市内の公民館で上映会を開催しました。

DVDは、障害者への投票支援の流れや注意点をわかりやすくまとめたものです。上映会には、市内の福祉作業所に通う障害者や近隣の選挙管理委員会の職員、特別支援学校の関係者ら100人近くが参加しました。

DVDは「狛江市手をつなぐ親の会」が販売しています。問い合わせは富士通エフ・オー・エム公共サービスグループ（03-5401-8462）まで。

民主主義を丁寧に論じる

法政大学法学部教授 犬塚 元

「民主主義」は、正しい政治、のぞましい政治の代名詞である。「民主主義に反する」は無条件に、悪い政治を批判する言葉である。しかし、「民主主義」は、正しい政治のシンボルとして、あまりに曖昧に用いられてきた。

▶民主主義の本来の意味

もともと、民主主義(デモクラシー、民主政)は、王政や貴族政とおなじように、「だれが政治を担うか」にかかわる言葉である。王や貴族でなく、みんなが政治を担う。これが本来の語義であり、それは、一部のメンバーの特権をみとめない、政治的平等の理念である。

ところが、これはあくまで、誰が決めるかという手続きの話である。みんなで政治をおこなっても、古代の民主主義がそうだったように、個人への加害や、権力濫用の可能性がある。

人類は試行錯誤しながら、個人の自由・尊厳をまもり、権力濫用を防ぐために、「自由主義」や「立憲主義」の理念を育んできた。これらは、みんなで政治を担うことを意味する民主主義とはあくまで概念的に区別される。ところが、現代の政治論争において「民主主義」は、正しい政治を表現する代名詞として使われるあまり、実際には立憲主義や自由主義など、ほかの政治的価値を意味する場合も珍しくない。「民主主義」という語のこうしたインフレは、われわれの政治理解を妨げてはいないだろうか。

▶量の問題か、質の問題か

戦後日本でなく、のぞましい政治の代名詞として「民主主義」という言葉が大きな役割を果たしたのは、日本では前近代が残り、いまだ近代的・民主的な社会でないという歴史理解が一般的だったからである。新憲法下でも民主主義が未発達であると考えた政治学者たちは、「民主主義」の旗のもとに、一党優位体制や、「鉄の三角形」による寡頭支配を批判した。そこでは、民主主義か非民主主義かという対抗図式が、政治の悪いを論じる物差しだった。

しかし、のちの世代は、日本はまがりなりにも民主主義国家となったという前提のうえで、日本はどのような民主主義か、どのような民主主義がのぞましいか、という議論を重ねてきた。たとえば、代議制民主主義の問題点を説く論者は、参加民主主義や熟議民主主義という別タイプの民主主義を提唱している。民主主義の制度や理解はひとつでなく、さまざまなタイプの民主主義があるのであれば、単に「民主主義」というスローガンを掲げるだけでは、議論の出発点に立つにすぎない。

▶ポピュリズムと民主主義

近年では、のぞましくない政治を論じるために「ポピュリズム」という概念が広まっている。

ポピュリズムについては、自分たちだけがみんなの本当の代表であると僭称する反多元主義ゆえに民主主義ではない、との見解も有力だが、他方、反エリート・反外国人を説くポピュリズムは、「われわれの政治」を掲げる点において民主主義と無関係でない、との主張も説得的である。ポピュリズムがある種の民主主義のすがたであるならば、どのような政治的価値を大事にする、どのようなタイプの民主主義が望ましいかが問題になる。

少数政治を批判する民主主義の理念は、現在でも依然として意義を失っていない。しかし、自分たちこそ真の民主主義である、と主張するポピュリズムに向かいあうには、「民主主義」という言葉をもちだすだけでは不足する。乱暴な善悪二元論をつくりあげて、敵と味方の対立を煽るポピュリズムの政治手法がのぞましくないならば、なおさらに、民主主義か反民主主義かという単純な図式に頼るのでなく、民主主義を丁寧に吟味し、さまざまな政治的価値の意義を実質的に論じていく必要がある。

いぬづか はじめ 1971年生まれ。東北大学教授等を経て、2016年より現職。専門は政治学史・政治思想史。博士(法学)。主著に『岩波講座政治哲学2』(編著、岩波書店、2014年)等。

女性参政権獲得の歴史

(公財) 市川房枝記念会女性と政治センター常務理事・事務局長 久保 公子



日本女性の参政権行使70周年の昨年暮れ、20世紀初頭のイギリスで戦闘的な女性参政権運動を率いて名を馳せたエメリン・パンクハースト(1858～1928)の次女シルヴィアの孫、ヘレン・パンクハーストさんが来日した。メルル・ストリープ演じるエメリンら曾祖母の世代の参政権運動を描いた映画「未来を花束にして」(原題SUFFRAGETTE)公開のキャンペーンのため、2016年12月2日には市川房枝記念会女性と政治センターの「市川房枝記念展示室」を訪れた。

戦前の雑誌『婦選』に掲載した祖母シルヴィア著『The Suffragette』の抄訳記事を見せ、当時の女性たちの情報交流の一端を伝えた。市川が戦後、訪英時に持ち帰った労働党の選挙ポスター「保守党は口先だけ！ 労働党は実行！」を見たヘレンさんは即座に、エメリンの主張「言葉より行動を」に通じると語った。

世界の女性参政権

女性参政権とは、男女同等の選挙権・被選挙権・公職就任権のことである。世界的に見ると1893年、ニュージーランド女性が初めて選挙権を獲得した(被選挙権は1919年)。続いて1902年隣国のオーストラリア(選挙権・被選挙権とも)、1906年フィンランド(同)、1913年ノルウェー(被選挙権1907年)、1915年デンマーク(選・被とも)・アイスランド(同)と北欧諸国。1918～20年は1918年イギリス(同)・旧ソ連(同)など欧州諸国の大半と1920年アメリカ(被選挙権1788年。多くの州では1920年まで州法で女性の立候補を禁じていたが、1788年制定の合衆国憲法には被選挙権に関する性別の規定はなかった)、そして徐々にアジア、中南米諸国。第二次世界大戦終結前後には1944年フランス(選・被とも)、1945年日本(同)他多くの国々で、

さらに1950年代半ば以降アフリカ諸国、1960年代後半から中東諸国へと拡大し、最近ではクウェート2005年(同)が新しい。

ニュージーランド

移民国で知られるニュージーランドで女性参政権運動の中心人物は1868年、20代でイギリスから母、弟妹と移住したケイト・シェパード(1847～1934)だ。教会活動に熱心だったシェパードは1885年、米国女性キリスト者禁酒同盟メリー・レビットの来訪によりニュージーランドの禁酒同盟を創設し、リーダーとなった。

当時、男性の過度な飲酒が社会問題化し、禁酒による社会改革と女性や子どもの福祉のために女性参政権を要求する請願署名運動が始まった。1891年に賛同の署名をした女性は約9,000人だったが、92年19,000人、93年には同国の国会史上最多の32,000人となり、会員数わずか600人で始めた運動は世論を動かし、国会も女性たちの要求を無視できなくなった。そして1893年9月、選挙法成立。次の選挙が10週間後に迫り、シェパードらは直ちに21歳以上のすべての女性の選挙人名簿登録活動に着手した。世界初の女性の投票率は65%を記録した。

イギリス

イギリスでも1800年代半ばから女性キリスト者禁酒同盟ほかのグループにより女性参政権運動が行われていた。1894～95年、夫や息子とイギリスに戻っていたシェパードは、母国の参政権運動にも協力を惜しまなかった。

1897年、女性参政権法案が国会で審議、表決されたことを契機に女性参政権団体が再統合され、同年、女性参政権協会全国同盟(NUWSS)が設立された。ミリセント・G・フォーセット(1838～1929)を会長とする、法律を順守した、いわゆる穏健派の団体である。

<参考文献>・『女性参政60周年記念 女性参政関係資料集』(市川房枝記念会、2006年)

・WOMEN AND POLITICS WORLDWIDE, Barbara J. Nelson & Najma Chowdhury, YALE UNIVERSITY PRESS, 1994

前述のエメリン・パンクハーストは1903年、女性社会政治連合（WSPU）を設立した。WSPUは過激な破壊活動などの戦術をとったことで社会の非難も浴びたが、捕えられた牢獄での強制摂食などでは世間の同情も集め、結果女性参政権賛否の世論を盛り上げた。当初、人命に危害が及ぶ活動はしなかったが、WSPUの会員は正当な根拠のもとに闘争の手段を取らざるを得ない「ゲリラ」とであると1913年に宣言後は孤立し、理由もなく家を放火された市民の中には復讐を試みる者も出てきた。

1914年第一次世界大戦勃発後、WSPUは当面向ドイツに勝つことを最優先に、戦争協力へと転換した。NUWSSも運動の中止と政府の戦争救援活動を会員に呼びかけた。そして戦後の1918年に選挙法が改正され、30歳以上の女性選挙権が実現した（1928年、21歳に引下げ）。

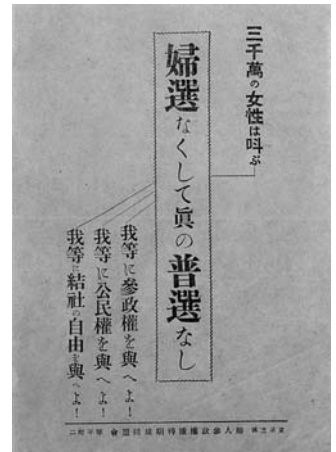
遅れ著しい日本女性の政治参加

日本は1878年、自由民権運動の中で女戸主の選挙権要求が行われたが、1889年大日本帝国憲法制定後は集会及び政社法、さらに治安警察法で女性の政治活動が全面的に禁止された。これに対し1905年、社会主義の女性たちが最初に法改正の請願運動を起こし、1919年創立の新婦人協会が治警法一部改正に成功した。この後、日本キリスト教婦人矯風会内の日本婦人参政権協会が呼びかけて1924年、婦選獲得同盟が結成され、日本でも女性キリスト者が参政権運動の先駆者的役割を果たした。

市川房枝（1893～1981）はイギリス、アメリカで相次いで参政権が実現した直後の1921～24年、アメリカで女性運動を学んでいた。そこで知り合った全米女性党党首アリス・ポール（1885～1977）はイギリス留学中にWSPUに参加して投獄も経験し、戦闘的な運動スタイルをアメリカで展開した。市川は欧米の女性たちの運動の息吹に触れ、帰国後は前述の同盟創立に参加し、運動をけん引したが、日本で過激な運動が行われることはなかった。

1925年男子普通選挙権実現に対し同盟は「婦

選なくして真の普選なし」（写真）と、婦選3案（参政権〈国政参加〉・公民権〈地方政治参加〉・結社権〈政党加入〉）要求の請願や、3案に賛成する男性議員の選挙応援、政府・政党への申入れ、地方遊説など精力的に運



婦選を要求するチラシ（1925年）

動した。1931年、満州事変勃発後は婦選の要求を貫徹できなくなり、選挙浄化や母子保護法制定ほかに運動を転換した。さらに総力戦体制下の1940年には解散を余儀なくされ、戦争協力へと追い込まれた。

1945年8月、敗戦後直ちに政府・政党への婦選要求運動が再開された。10月、女性参政権付与が閣議決定された翌日にはGHQのマッカーサーも参政権付与による日本女性の解放を指示し、法的には12月の衆院議員選挙法改正により女性参政権が実現。また同年11月、治安警察法廃止により女性の結社権、翌46年9月、東京都制・府県制などの改正により女性公民権も実現し、ついに婦選3案が結実した。

1946年4月、日本女性は国政選挙で初めて参政権を行使し、39人の女性国会議員が誕生した。当時の女性議員比率8.4%はG7諸国の中で実に1位であったが、その後は下位に転落し、71年後の現在は9.3%、世界193カ国中164位である。男性中心の政治文化、制度、意識などの障壁を崩そうと近年、クォータ制導入の動きが見られるが、政党の本気度が問われている。

「婦選は鍵なり」「権利の上に眠るな」など、後に続く女性たちへのメッセージに託した市川房枝ら先人の想いをこれからも伝えていきたい。

くぼ きみこ 2015年より現職。『女性展望』編集長、元市川房枝参議院議員秘書。主著に『市川房枝集』解題（日本図書センター、1994年）、共著「女性をもっと地方議会へ」『クォータ制の実現をめざす』（パド・ウィメンズ・オフィス、2013年）等。

・ <http://www.teara.govt.nz/en/biographies/2s20/sheppard-katherine-wilson>

・ 「Women's Social and Political Unionと英国の婦人参政権運動」（富田裕子、成城大学紀要2008）

諸外国にみる 政治的ジェンダー平等の推進

法政大学法学部教授 衛藤 幹子

女性^もの過少代表はなぜ問題なのか

議会に占める女性の数（比率）が少ない（低い）のはなぜ問題なのか。1つには、女性の利益を代表し、女性のための政治や政策を速やかに推進するには、政治的影響力を発揮できるだけの女性議員が必要だからである。出産・育児、家庭と仕事の両立、性犯罪など男性とは異なる女性の課題は、やはり女性議員のほうが問題をより正確に把握し、実効性の高い政策立案ができる。しかも、女性候補者の増加は有権者の選択肢を増やすうえ、政界に新しい風を吹き込み、政治を活性化する。

つぎに、人口の半数を占める女性がその比率に応じて代表されないのは民主主義に悖る点である。国連女性の地位委員会を始め人権や民主主義の推進に関与する国際機関は、しばしば女性議員比率を民主主義の成熟度を測る指標にし、女性議員比率が低いのは「民主主義の赤字」とみなす。

最後に、女性議員の存在が社会に与える象徴的な意義である。女性議員が半数を占め、女性が男性と同じように政治に取り組む社会の場合、「政治は男性の仕事」「女性は政治に向かない」といったような女性を（政治的）無能力者扱いする偏見が払拭されるばかりか、他分野での女性の活躍を後押しする波及効果も期待できる。

したがって、議会における女性の過少代表は放置されてはならない。この認識のもとに、世界の多くの国は女性議員の増加に取り組

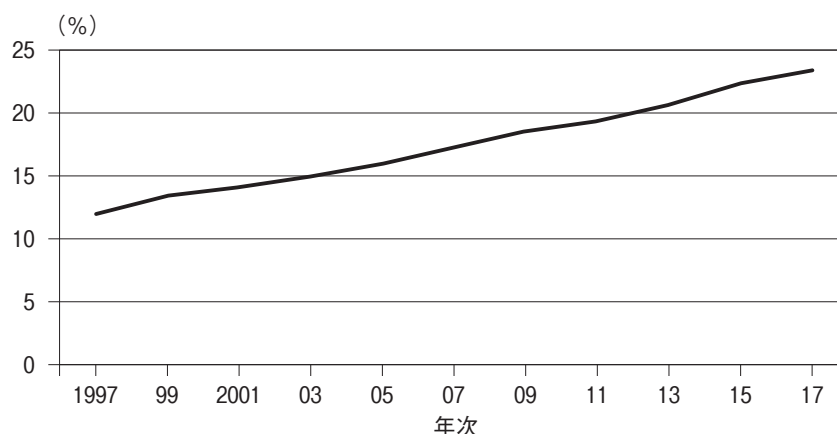
んできた。その典型例が選挙候補者や議席に一定数の女性枠を設けるジェンダー・クオータ制度（以下「クオータ」）である¹⁾。しかし、クオータは女性議員を増やすための唯一の方法ではない。選挙制度と政党の姿勢は女性の立候補や当選に直接的な影響を及ぼし、女性議員数を大きく左右する。さらに、社会のジェンダー平等意識、公的福祉政策の充実も女性の社会的活躍を支える基盤である。

そこで、以下ではこれらの点に注目しつつ、女性議員増加をめぐる諸外国の取り組みを概観しよう。

女性議員数の増加をめぐる 2つの軌道

世界各国の国会に占める女性議員比率は50%を超える国（8頁表）から、ゼロ（ミクロネシア、カタール、バヌアツ、イエメン）まで幅広く分布するが、世界の女性国会議員（以下「女性議員」）は年々増加傾向にある（2017年4月1日現在²⁾）。たとえば、世界の女性議員比率

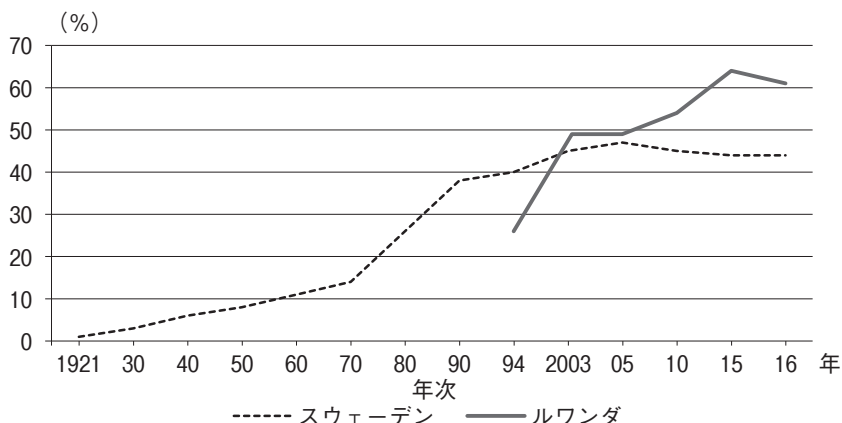
図1 世界の女性国会議員比率の推移



注：二院制の議会の場合は下院の比率。

出典：http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm

図2 女性国会議員比率増加の2つの軌道
スウェーデンとルワンダ



注：二院制であるルワンダのグラフは下院の女性議員比率を示している。
出典：列国議会同盟 (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>)

の平均は1997年1月1日時点で12%に過ぎなかったのが、20年後には23.4%（2017年1月1日）と2倍近く上昇した³⁾。増加の速度は年々早まっており、女性議員比率は今後も着実に上昇すると予測できる（図1）。

女性議員の増加の歩みは、長い時間をかけて徐々に増える「漸進軌道」と短期間で急激に増加する「急速軌道」の大きく2つのモデルに分けられる。漸進軌道が欧米を中心に先進国に一般的な傾向であるのに対し、急速軌道は主にラテンアメリカ、アフリカ、アジアの国々にみられるモデルである。たとえばスウェーデンが前者、ルワンダが後者の典型例である（図2）。

スウェーデンで初めて女性議員が誕生した1921年の比率は、わずか1.3%であった。その後、徐々に上昇し、2006年には47%に達した。このレベルに達するのに、約80年を要した⁴⁾。

一方、ルワンダでは、内戦終結後の平和構築過程で議席の一部を女性に割り当てる議席クォータが憲法に定められ、女性議員数は新憲法下で初めて実施された2003年の総選挙から急増した。同国の下院における女性議員比率は63.8%（2017年4月1日時点）と男性を大きく上回る。

2017年4月1日現在、女性議員比率が35%を超えるのは27カ国であるが、そのうち15カ国がラテンアメリカ、アフリカ、アジアの欧米先進国以外の国で占められる（表）。

同じ漸進軌道を描く先進国の比率にも、バラツキがみられる。表のように、アイスランドを筆頭に北欧の比率が高い。ところが、女性の社会的地位が高いと想像されるアメリカ合衆国は、19.3%と見劣りがする。アメリカと同様、伸び悩んでいたイギリス（30%）、フランス（25.8%）は、政党や国家の措置により近年改善が進んだ。

何が女性議員の増加を促進し あるいは抑制するのか

世界各国ではさまざまな選挙制度が採用されており、それらを類型化するのは難しく、論者によって類型の方法も異なる。だが、ここではなじみや理解しやすさを考慮して、大雑把に小選挙区制、比例代表制、小選挙区と比例代表の混合型の3つに分けて議論を進めたい。

小選挙区制は、周知のように一選挙区から1人だけを選出する。比例代表制では得票率に応じて議席が配分される。混合型は、さらに小選挙区と比例代表が独立して実施される並立制と両者が連動する併用制とに分けられる。並立制は選挙区と比例代表が別々に機能し、それぞれに議席数が配分される。併用制では政党の議席獲得数が比例代表によって決まり、小選挙区は政党内の当選者を選ぶ際に用いられる。小選挙区が比例部分に連動する併用制は、実質的には比例代表制に近い。

さて、以上の選挙制度のなかでいずれが女性に有利なのであろうか。選挙方式と女性議員比率の関係を調査した先行研究は、比例代表制および併用制の優位性を明らかにした。たとえば、ピッパ・ノリスが2000年に182カ国のデータを用いて実施した調査では、比例代表制15.4%、併用制18%に対し、小選挙区制8.5%、並立制8.7%であった（Norris 2004: 187）。さらに、前記の女性比率が35%を超える27カ国のうち、大多数の20カ国が比例代表制で、残りのうち比例

代表制に準じる併用制が3カ国、小選挙区制3カ国と並立制1カ国であった（表参照）。

政党の候補者名簿が有権者の判断に大きく影響する比例代表制では、政党がより幅広い層の有権者の支持を獲得しようと、階級、職業、民族、性別など社会を構成する集団の代表を網羅して名簿に加えようとするため、女性にも立候補の機会が与えられるからである。選挙戦も個

人ではなく政党が中心になるので、多額の選挙資金や強力な後援会組織が必要とされない点も、女性の立候補には望ましい。

選挙区の定数も重要である。複数の当選者が選出される大選挙区制あるいは中選挙区制の場合、政党が複数の候補者の中に女性を加える可能性は高く、女性にも立候補の機会がめぐってくる。ところが、わずか1議席をめぐる熾烈な

選挙戦となる小選挙区制の場合、政党は現職や前職の後継者といった当選の可能性がより高い安全な候補者を立てようとするので、女性のように政界のネットワークに組み込まれていない新人の参入は困難になる。合衆国では一部の州議会と地方議会を除いて小選挙区制が採用されおり、アメリカ女性の議員比率の伸び悩みはこの男性現職候補者の壁に阻まれるためである。

候補者の選択に責任をもつ政党が女性の立候補にどのような態度で臨むのか、政党の姿勢も欠かせない要件である。その最も有効な女性登用策が選挙で必ず一定数の女性候補者を立てる政党型クオータである。1975年に、ノルウェーの左派社会党と自由党が立候補者の40%を女性にする旨を党規約に定めた。この画期的な方策は、数年後には近隣諸国から西欧全域の政党に模倣された。さらに中南米や東ヨーロッパ、アフリカの政党にも拡大した。表が示すように、女性議員比率の高い西欧の国は、フィンランドとデンマークを除いてこのクオータを採用する複数の政党が存在する。

小選挙区制でありながらイギリスの女性議員比率が徐々に伸びているのは、1997年の総選挙で労働党が女性公認候補者名簿と呼ばれるクオータを採用したことが大きい。議員が引退する選挙区、並びに対立政党との得票差が僅差で勝利の可能性の高い選挙区の各

表 女性国会議員比率上位国の選挙制度、クオータ導入の有無

国	女性国会議員比率 (%)	選挙制度	クオータの有無、タイプ
ルワンダ	63.8	比例	法律型
ボリビア	53.1	併用	法律型
キューバ	48.9	小選挙区	無
アイスランド	47.6	比例	政党型
ニカラグア	45.7	比例	法律型
スウェーデン	43.6	比例	政党型
セネガル	42.7	並立	法律型
メキシコ	42.4	併用	法律型
南アフリカ	41.8	比例	政党型
フィンランド	41.5	比例	無
ナミビア	41.3	比例	政党型
モザンビーク	39.6	比例	政党型
ノルウェー	39.6	比例	政党型
スペイン	39.1	比例	法律型
アルゼンチン	38.9	比例	法律型
エチオピア	38.8	小選挙区	政党型
東ティモール	38.5	比例	法律型
アンゴラ	38.2	比例	法律型
ベルギー	38.0	比例	法律型
エクアドル	38.0	比例	法律型
オランダ	38.0	比例	政党型
デンマーク	37.4	比例	無
ドイツ	37.0	併用	政党型
スロヴェニア	36.7	比例	法律型
ブルンジ	36.4	比例	法律型
タンザニア	36.4	小選挙区	法律型
コスタリカ	35.1	比例	法律型

* 出典：女性国会議員比率（二院制の場合は下院の数値、2017年4月1日現在）は列国議会同盟（<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>）、選挙制度は民主主義・選挙支援国際研究所（<http://www.idea.int/esd/world.cfm>）、クオータの有無とタイプはクオータ・プロジェクト（<http://www.quotaproject.org>）を参考にした。

半数の候補者をこの女性名簿の中から選出する方法である。この選挙で労働党が勝利したため、イギリスの女性下院議員はそれまでの9.5%から18.2%とほぼ倍増した。男性優位の現職や前職の息のかかった後継者を退けて女性新人候補が参入するのは容易ではないが、労働党の成功は小選挙区制でも工夫次第でクオータを実現できる好例であろう。

クオータの採用のほかに、党の重要な役職や意思決定部門に女性を積極的に登用する、あるいは女性の立候補を促進するための教育・研修活動に力を入れるなど、女性重視の党運営は女性の政治的代表的改善に貢献する。社会全体に平等主義的な価値観が浸透し、女性が公的領域で活躍することが文化として定着していること、さらに公職とジェンダー役割（出産・育児や介護）との両立を助ける公的福祉政策の充実も女性の政界進出を後押しする。

フィンランドとデンマークの成功には、クオータ以外の要件が助けになっている。デンマークは1970年代末から80年代前半に左派2政党が40%のクオータを実施したが、いずれも1990年代半ばには中止された。一方、フィンランドでは、これまで一度もクオータは実施されてこなかった。これら2つの国の女性議員の活躍を支えているのは、比例代表制、女性に友好的な政党の姿勢、ジェンダー平等意識の浸透、そして公的福祉制度の充実が関連し合いながら作用し、女性議員の増加を促していると考えられる。

しかしながら、民主的な政党政治が発展途上にあり、女性の社会的活躍を支援する公的福祉制度もなく、女性に対する抑圧や差別が根強く残っていても、法律型クオータにより確実に速やかに女性議員を増加できる。政党が自主的に取り組む政党型クオータとは異なり、このクオータは憲法や選挙関連法で定め、全政党にその実施を命じる強制措置である。近年の女性議員増加にみる非欧米諸国の台頭は、まさしく法律型クオータの成果である。表に示した非欧米の上位国もこのクオータを持つ所が多い。

法律型クオータはかつては民主主義が発展途上にある国の制度と認識されていたが、ベルギー（1994年）、フランス（2000年）、ポルトガル（2006年）、スペイン（200年）、アイルランド（2012年）、ギリシャ（2012年）と西欧でも導入する国が登場した。しかし、その導入の契機は発展途上国とは異なる。発展途上国では民主的議会制度の創設や再構築の際に、民主主義の象徴と位置付け、法制化する傾向にある。他方、西欧の場合は法制化以前に政党型クオータや言語圏別クオータ（ベルギー）が実施されており、政党型と法律型の間に連続性がみられるのが特徴である。

いずれにしても、女性議員を増やすための各国の取り組みは様々ではない。それぞれの国の政治の歴史、政治システムや文化、また社会構造、国民の価値観など多様な条件によって違う。成功した国々から学ぶことは多くあるが、全く同じように模倣はできないのである。

（注）

- 1) ジェンダー・クオータについては、＜参考文献＞三浦・衛藤編著（2014）を参照。
- 2) 列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）・国政議会の女性（Women in National Parliaments）に基づく（<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>よりアクセス可能、最終アクセス：2017年4月6日）。
- 3) <http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm>
- 4) スウェーデンの女性議員比率は、2010年の総選挙を機に下降するようになった。女性の登用に消極的な最右派のスウェーデン民主党が国政で議席を獲得し、勢力を伸ばしているためである。

＜参考文献＞

- ・三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クオーター 世界の女性議員はなぜ増えたのか』（明石書店、2014年）
- ・Norris, P. (2004) *Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior*. Cambridge: Cambridge University Press.

えとう みきこ 法政大学助教授等を経て1997年から現職。専門はジェンダー政治学。博士。主書に、『政治学の批判的構想—ジェンダーからの接近』（法政大学出版局、近刊）等。

女性の政治参画を阻むもの

上智大学法学部教授 三浦 まり



人口が男女ほぼ半々であることを考えると、議会も男女同数であっておかしくないはずだが、実際には女性は圧倒的に少ない。国政レベルの女性議員比率は世界平均で23.3%であり、半数には達していない。日本の現状はさらにひどく、衆議院では9.3%で193カ国中164位だ。参議院は20.7%を超え世界平均に近づいている（列国議会同盟、2017年3月現在、<http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>）。

女性議員が少ない理由について、世界に共通する要因と日本の特殊な要因に分けて見ていこう。

Ⅱ 経済的要因：性別役割分業

世界的に見て、政治分野に女性が少ない最大の要因の1つは性別役割分業にある。男性が外の仕事、女性が内の仕事を担うべきであるとする性別役割分業の下では、女性は男性の仕事である政治に進出しにくい。

大きな問題として時間の制約がある。政治家という職業は長時間労働で休日もなく、スケジュールも流動的だ。家族的責任と両立させることが難しいという特質を持っている。実際に女性政治家は男性政治家と比べて、独身や子どもがいない割合が多い。さらに家族は政治家にとって選挙活動を手伝ってくれる資源であるが、女性の場合は夫にはあまり期待できない。つまり、家族的責任を担うだけでなく家族を頼りにすることもできないのが多くの女性が置かれた状況なのだ。

女性議員を増やすためのクオータなどの特別措置の話になると、女性にだけ下駄を履かせるのはおかしいという反論が出てくることがあるが、実際は男性が家族という下駄を履いているのが現状だ。このことは、男性でも家族的責任を担い、また家族に頼ることのできない人は政

治家になりにくいことを意味する。

Ⅱ 文化的要因：男尊女卑

政治が男性の仕事であるという実態と通念は、有権者にも広く共有されている。そのため女性候補者に対して、子どもがいなければ「早く産め」といったセクハラ発言をしたり、逆に小さな子どもを抱えていると政治活動が疎かになると批判したりすることも珍しくない。男性候補者の家族状況には誰も関心を持たないが、女性候補者はつねに家族のことを聞かれ、どのような状況であっても批判を受けるのである。

男尊女卑の価値観を持つ有権者にとって、女性政治家や女性リーダーは受け入れ難く、時には攻撃的行動にさえ出ることもある。国会議員の辻元清美は数々のデマを流されたり、演説中に暴漢に襲われたりしてきた。野田聖子もセクハラ被害にあってきたことを語っている。もっとも、女性政治家に対する暴力は実は日本ではまだマシな方とさえ言えるかもしれない。日本でも女性議員が増えてきたら、もっと大きな反動と攻撃が出てくると予想した方がいいだろう。

Ⅱ 心理的要因：能力評価

ステレオタイプの弊害にも触れたい。どの分野であれ男性がリーダーを務めることが多いため、私たちのリーダー像は男性的特質と混同しがちである。強い統率力や交渉力、攻撃力をよきリーダーと認識しがちなため、女性リーダーにもこうした男性性が求められるが、他方で男性的になりすぎると女性としては冷たいと批判されることになる。「鉄の女」という表現がそれである。ヒラリー・クリントンも「嫌われている」とメディアによく書かれていた。女性リーダーは一般的に、能力があると思われることと好かれる

ことを両立させることが難しい。男性的でなければ能力があるとみなされず、しかしながら男性的であると嫌われるのである。男性リーダーは男性性を突き詰めるだけで済むが、女性リーダーはこうした「二重の拘束」に晒されるのである。

政治家には少なからず「野心」が必要だが、女性には野心が足りないため政治家のなり手が少ないという議論がある。男性が野心的であることは好意的に評価されるが、「野心的な女性」というのはどこか否定的な響きがある。同じ「野心的」という特性も、男性にはプラス、女性にはマイナスとなるのは、社会における男らしさ、女らしさのステレオタイプが作用を及ぼすからである。

また、能力評価の際に潜む「外集団効果」も重要である。これは、自分と同じだと思える「内集団」には評価が甘くなり、自分とは異なる「外集団」には厳しくなるという心理作用である。政治が長い間、男性の世界であったことから、ここに女性が入ってくると「外集団」としてみなされることになる。女性政治家が失敗すると「それみたことか」と過度に取り沙汰されるのは、「外集団効果」が影響しているからである。

社会的要因：インフォーマルな権力構造

女性を阻む壁としては、インフォーマルな権力構造も重要だ。権利という意味では男女同権であるにもかかわらず、女性が政治の中に入っていけないのは、結果的に女性を排除するメカニズムが存在するからである。

同性同士の付き合いを「ホモソーシャル・ネットワーク」と呼ぶが、政治が男性の世界であるために、ホモソーシャル・ネットワークが高度に発達し、その中で重要な情報交換や意思決定が行われている。意思決定が不透明であるほどインフォーマルな付き合いの比重が増し、ホモソーシャル・ネットワークが発達してしまうのである。

重要なことは夜の酒席で決まると言われたりするが、こうした慣行もホモソーシャル・ネットワークの存在を裏付けるもので、結果的に女性を排除することになる。正式な統計はないが、女性議員をインタビューして気づくのは、お酒に強い

女性が多いことだ。男性世界に立ち入るために酒席を遠慮するわけにはいかず、自己選別の結果、お酒に強い女性が生き残っているのかもしれない。

意思決定が透明化されると、インフォーマルな付き合いの中で情報を仕入れることの重要性が下がるため、ホモソーシャル・ネットワークの有用性も減る。女性議員の少なさは、裏を返せば意思決定が不透明であることを意味する。利権誘導やボス政治もまた、女性の政治参画を阻んでいるのである。

制度的要因：選挙制度

女性議員が少ないのは、そもそも女性候補者が少ないからである。候補者になるまでのリクルートメント・プロセスにおいて、供給面と需要面でそれぞれジェンダー・バイアスが存在する。供給面とはなり手のことで、どのくらいの女性が潜在的に選挙に出馬しようとするかという問題である。選挙に出て勝つためには、「時間」「資金」「野心」が必要だとされる。女性は男性よりもこれらの資源に欠いていることが女性のなり手を少なくしているわけだが（例えば、性別役割分業の下では女性は公的活動に使える時間が男性よりも少ない）、重要な点は、時間や資金がよりかかる政治制度の方が女性には不利になることだ。その意味で、政治制度はジェンダーに中立的ではないのである。

需要面は、政党がどのようなプロフィールの人物を候補者として求めるかという問題である。公認を決定する政党幹部の個人的な価値観、それから彼ら（ほとんどが男性である）が認識する有権者の選好が重要になってくる。ここにもジェンダー・バイアスが潜むことになる。

一般的に小選挙区制よりも比例代表の方が女性議員は増えやすい。それは、需要面で、政党が多様な候補者を揃えることで有権者にアピールしようとするからである。供給面でも、比例拘束名簿での選挙運動の方が小選挙区でのそれより、個々人の候補者が投入しなければならない時間・資金量は少ない。このことも、女性のなり手を増やすことにつながる。

日本でも、衆議院より参議院の方に女性が多いのは、小選挙区制が女性にとって不利に作用していることがある。衆議院の小選挙区比例代表並立制は比例代表の比重がそれなりに重いものの、重複立候補者を同一順位に並べることができるために、実際には比例候補の7～8割が重複立候補し、小選挙区制の占めるウェイトが実際の議席以上に重い。比例代表が小選挙区選挙の敗者を救済する制度になってしまっている現状を改め、重複立候補そのもの、あるいは少なくとも同一順位登載を禁止すれば、比例代表において女性はもっと増えるだろう。さらに、比例代表に性別交互名簿や男女同数を義務付ければ、女性議員比率はあつという間に世界平均に追いつくだろう。

政治的要因：政党競争

日本の並立制は女性には不利な制度であるが、しかしながらその制度下でも女性議員が増えてきたことを考えると、政党がどのような「思惑」で女性議員を増やしてきたかを考える必要がある。その「思惑」が強くなれば、今後も増えていくことが予想されるからだ。

政党が女性候補者を立てようとするのは、それが選挙で有利になると計算するからである。一般的に、「女性票」をめぐる政党競争が先鋭化すると、各党は争うように女性を擁立するようになる。とりわけ男女平等にコミットする中道左派政党が女性議員増加の牽引役となることで、保守政党の変化を促す。かつての土井たか子の下でのマドンナ・ブームはまさしくそのような例であり、社会党の勝利に危機感を募らせた自民党は野田聖子を擁立し、12年間にわたる女性代議士不在を止めるのである。

もっとも、マドンナ・ブームを例外として、「左からの伝染」が日本では観察されない。このことが、日本の女性議員比率を世界最下位クラスにとどめる最大の理由である。女性有権者が「女性票」としてのまとまりを見せておらず、投票行動におけるジェンダー・ギャップが観察されない。政策志向としては9条擁護や脱原発の領域で明確な男女差が見られるが、投票行動

には反映されていない。

女性票が存在しないことは、日本の女性有権者が他国と比べて特殊であるというよりも、むしろエリート・レベルの行動を反映していると思われる。つまり、積極的に女性票を掘り起こす誘引を持つはずの中道左派政党がそれを怠ってきたことが大きい。その結果、女性票が掘り起こされず、中道左派政党は衰退し、女性議員も増えないという負のサイクルに陥っている。

女性議員擁立にむしろ積極的だったのが自民党や、女性に人気のない小沢一郎であったこともマイナスに働いた。「おじさん」目線で選ばれた女性候補者は女性有権者の支持を得られるものではなく、女性議員が増えることのメリットを女性自身が感じられない事態を生みだしてしまった。

折しも民進党は女性党首を選出している。蓮舫体制の下で民進党が女性候補者を積極的に擁立し、女性票を掘り起こすことに成功するかどうか、日本が女性議員比率で最下位クラスから脱出する鍵を握っている。このことは、民進党の党勢回復の鍵でもある。他国の中道左派政党と同じように、民進党は女性を積極的に登用する「女性党」に生まれ変わることによって復活を遂げるだろうか。それとも、土井社会党が「女性党」に変容できなかった轍を再び踏むのだろうか。

東京では小池百合子都知事が都議選に多くの女性を擁立すると報じられている。女性都知事が選んだ女性候補者は女性有権者の支持を得ることができるのか。そして女性が抑圧されている環境を変えることができるのか。そこが重要なポイントとなってくる。

今国会では「政治分野における男女共同参画推進法」が成立する見込みで、これは政党に女性比率の数値目標を設定するなどの措置を講じることを求めている。各政党の行動を見守り、女性票をめぐる政党競争が引き起こされるかに注目していきたい。

みうら まり 上智大学助教授等を経て、2010年より現職。Ph.D. 専門は福祉国家論、ジェンダー政治学等。主書に『日本の女性議員』（朝日新聞出版、2016年）、『私たちの声を議会へ』（岩波書店、2015年）等。

＜資料＞ 日本の地方公共団体における女性首長と女性議員の数

	首長						議員								
	知事		市区長		町村長		都道府県議			市区議			町村議		
団体名	定数	女性	定数	女性	定数	女性	定数	女性	女性議員の比率(%)	定数	女性	女性議員の比率(%)	定数	女性	女性議員の比率(%)
北海道	1	1	35		144		101	13	12.9	738	122	16.5	1,599	157	9.8
青森県	1		10		30		48	3	6.3	243	28	11.5	363	10	2.8
岩手県	1		14		19		48	7	14.6	336	29	8.6	260	28	10.8
宮城県	1		14	1	21		59	7	11.9	340	54	15.9	315	30	9.5
秋田県	1		13		12		43	6	14.0	310	24	7.7	154	11	7.1
山形県	1	1	13		22		44	2	4.5	271	35	12.9	253	18	7.1
福島県	1		13		46		58	8	13.8	350	31	8.9	549	36	6.6
茨城県	1		32	1	12		63	5	7.9	684	87	12.7	174	17	9.8
栃木県	1		14		11	1	50	6	12.0	354	56	15.8	162	15	9.3
群馬県	1		12	1	23		50	3	6.0	300	34	11.3	289	20	6.9
埼玉県	1		40		23	1	93	10	10.8	974	200	20.5	309	52	16.8
千葉県	1		37		17		95	9	9.5	945	179	18.9	234	26	11.1
東京都	1	1	49	2	13		127	25	19.7	1,551	425	27.4	131	13	9.9
神奈川県	1		19	1	14	1	105	17	16.2	591	118	20.0	189	43	22.8
新潟県	1		20		10		53	3	5.7	487	41	8.4	120	13	10.8
富山県	1		10		5		40	3	7.5	215	20	9.3	58	4	6.9
石川県	1		11		8		43	2	4.7	216	15	6.9	105	6	5.7
福井県	1		9		8		37	3	8.1	194	18	9.3	112	8	7.1
山梨県	1		13	1	14		38	1	2.6	257	26	10.1	172	8	4.7
長野県	1		19	1	58		58	6	10.3	411	60	14.6	650	89	13.7
岐阜県	1		21		21		46	3	6.5	408	48	11.8	210	23	11.0
静岡県	1		23	2	12		69	3	4.3	520	66	12.7	149	16	10.7
愛知県	1		38		16		102	8	7.8	950	143	15.1	211	29	13.7
三重県	1		14	1	15		51	6	11.8	327	47	14.4	196	24	12.2
滋賀県	1		13	1	6		44	7	15.9	306	47	15.4	76	6	7.9
京都府	1		15	1	11		60	12	20.0	378	66	17.5	136	19	14.0
大阪府	1		33		10		88	4	4.5	820	161	19.6	118	24	20.3
兵庫県	1		29	2	12	1	87	10	11.5	703	110	15.6	172	19	11.0
奈良県	1		12		27		44	4	9.1	233	25	10.7	270	31	11.5
和歌山県	1		9		21		42	3	7.1	186	26	14.0	240	22	9.2
鳥取県	1		4		15		35	4	11.4	91	10	11.0	191	25	13.1
島根県	1		8		11		37	3	8.1	191	14	7.3	128	10	7.8
岡山県	1		15	2	12		55	7	12.7	353	34	9.6	133	10	7.5
広島県	1		14		9		64	4	6.3	373	42	11.3	130	14	10.8
山口県	1		13	1	6		47	6	12.8	321	34	10.6	67	11	16.4
徳島県	1		8		16		39	4	10.3	179	17	9.5	199	20	10.1
香川県	1		8		9		41	2	4.9	184	20	10.9	118	8	6.8
愛媛県	1		11		9		47	1	2.1	276	22	8.0	126	7	5.6
高知県	1		11		23	1	37	2	5.4	200	29	14.5	245	24	9.8
福岡県	1		28		32	1	86	9	10.5	653	84	12.9	426	40	9.4
佐賀県	1		10		10		38	1	2.6	230	16	7.0	128	11	8.6
長崎県	1		13		8		46	4	8.7	306	16	5.2	105	10	9.5
熊本県	1		14		31		48	3	6.3	319	27	8.5	379	25	6.6
大分県	1		14		4		43	2	4.7	317	20	6.3	51	4	7.8
宮崎県	1		9		17		39	2	5.1	215	21	9.8	191	16	8.4
鹿児島県	1		19		24		51	4	7.8	420	38	9.0	283	13	4.6
沖縄県	1		11	1	30		48	6	12.5	293	33	11.3	354	24	6.8
合計	47	3	814	19	927	6	2,687	263	9.8	19,519	2,818	14.4	11,230	1,089	9.7

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成28年12月31日現在）

注：女性議員の比率は定数に対するもので、欠員を除外していません。

明るい選挙推進協議会の活動

東京都の**練馬区明推協**は、4月27日に区内の石神井公園で行われた「照姫まつり」でブースを設け、7月2日執行予定の都議会議員選挙をPRしました。例年、春に行われ、区内外から約10万人の来場が見込まれているお祭りで、約30人の明推協委員が午前と午後に分かれて参加しました。着ぐるみ人形のめいすいくんも“参加”し、幼児や親子連れとの記念撮影などで啓発活動を盛り立てました。



静岡県**焼津市選管**は5月15日に、明推協委員を対象としたワークショップ「選挙啓発戦略カイギ〜年代別の選挙啓発を考えよう〜」を開催しました。会場を静岡福祉大学の教室とし、同大学から明推協に参加している学生明推協委員も出席し、全部で17人が参加しました。

『これはやりたい！やってみたい！』と思える選挙啓発の具体的なアイデアを出し合うもので、様々な意見が出され、予定の70分間があっという

間に過ぎてしまうほど盛り上がりました。提案のあったアイデアについては、選管事務局が実現化に向けて前向きに考えるとこのことで、期待さ



れます。

講師は若者の参画を実践するNPO法人わかものまのまち静岡代表理事の土肥潤也さん(大学院生)が、昨年に引き続き担いました。土肥さんは、今回のワークショップに手ごたえを感じながらも「なぜ今日うまくいったのか？逆にもっと良くなるために何ができそうか？丁寧に振り返ってみたい」と話しています。

子どもの時から選挙に関心を持たせる取り組み

横浜市磯子区明推協は、0歳児から参加できる子ども向けコンサートと選挙啓発を合わせたイベント「せんきょにいこう！ワンダー・ワンダー・コンサート」を3月31日に開催し、約300人の方が来場しました。参加申込時に提示された3曲の中から好きな曲を選び（期日前投票）、一番人気があった曲が当日演奏される仕掛けとし、コンサートの合間には期日前投票など選挙の仕組みを、横浜市の選挙マスコット「イコットjr」が解説しました。



子育て世代への啓発を考えた内容で、参加者からは「コンサートを楽しみながら選挙についても学べた」「今後は親子で投票に行きます」などの感想が聞かれました。

千葉市選管は5月28日に投開票が行われた千葉市長選挙で、「親子で投票所に行こうキャンペーン」を実施しました。投票所に行けば答えがわかる選挙クイズに答え、投票所内の応募箱に応募用紙を投函すると抽選で啓発グッズがもらえる流れです。小・中学校

おやこ
とうりょうじょ
親子で投票所にいこう！
キャンペーン

5月28日(日)は千葉市長選挙の投票日です。投票所には選挙権のない「子ども」も保護者と一緒に入ることができますよ！
将来、有権者になるみんなも、お父さん、お母さんと一緒に投票所に行ってみよう！

投票所
せんきょ
選挙
クイズ
に答えて
『ハイブリットLEDライト』をもらおう！
正解者の中から抽選で150名の方にプレゼント

投票所では、投票用紙に候補者の氏名を書いて投票しますが、千葉市では投票用紙に書くために何がおいてあるのでしょうか？
①えんぴつ ②ボールペン ③シャープペンシル

クイズの応募方法など
応募用紙にクイズの答え(番号)、住所、氏名、年齢を書いて、投票所(期日前投票所)に書いてある応募箱に入れてね。期日前投票は5月15日(月)から続きますよ！
上記お家事務を置いて、郵送(はがき)、FAX、メールでも応募ができます。

応募先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央CC7階
「千葉市選挙管理委員会事務局」にて
FAX 043-245-5893 メール senkyokanri.EL@city.chiba.jp
※応募は、5月15日(月)までです。抽選は5月16日(火)に行われます。

応募用紙

クイズの答え	氏名	住所	年齢
	千葉市	区	
	支所	投票所	

※投票用紙を提出する際は、必ずこの用紙を添付してください。

に選挙周知チラシを配布しました。総務省や当協会の調査で、幼少期に親と投票に行ったことのある人は、行ったことのない人に比べて、有権者になった時に投票に行く割合が高いことが示されています。もちろん、児童・生徒から保護者へ投票参加を呼びかけることもねらいとしています。

埼玉県選管は**川口市選管**との共催で、5月3日、大型商業施設で行われた職場体験ができるイベント「キッズ本格おしごと体験」で、模擬投票ブースを設けました。

実際の投票用紙や投票箱を使用した模擬投票は、埼玉県や川口市のマスコットと選挙のめいすいくんを候補者とした架空の市長選挙で、子どもたちは受付で配られた「選挙公報」を見てから、

一票を投じました。投票後には、選挙の仕組みについても知ってもらおうと小学生向けのリーフレットがお土産として渡されました。



参院選の選挙行動等アンケート

昨年7月に行われた第24回参院選での投票行動などを尋ねたアンケート調査の結果が、今年の3～4月にいくつか公表されています。

- ・**香川大学**の堤英敬教授（香川県明推協会長）のゼミが、「香川大学の政治意識・行動に関するアンケート調査」を実施しました。対象者は同大全学部で、1,415人から回答がありました。参院選の投票割合を学部別、学年別に分析しているほか、「もし、投票に行かないと罰金が科せられることになった場合、幾らまでなら罰金を払っても棄権したほうがいいのか」などめずらしい質問もされています。報告書は堤研究室のホームページでご覧いただけます。
<http://www.jl.kagawa-u.ac.jp/~tsutsumi/>

- ・**山形県選管**と**山形県明推協**は、「高校3年生への選挙についてのアンケート調査」を実施しました。対象者は県内の公立高校（43校）の3年生から各校1クラス程度（50人以内）を抽出し、1,633人から回答がありました。参院選での投票行動、出前講座の受講の有無と受講したことによる意識の変化などを分析しています。報告書は県選管ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/910001/>

- ・石川県の**金沢市選管**と**金沢大学法学類投票行動論研究室**代表の岡田浩教授は、「選挙に関するアンケート調査」を実施しました。対象者は市内の有権者で、選挙人名簿から2,000人を無作為に抽出し郵送調査法により実施し、776人から回答がありました（回収率38.8%）。18～24歳を前期若年層、25歳以上を一般層とし、分析しています。報告書は市選管ホームページでご覧いただけます。

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/43000/>

- ＊当協会が行った「第24回参議院選挙全国意識調査-調査結果の概要-」が、協会ホームページでご覧いただけます。

新大学生へのよびかけ

茨城県選管と**千葉県選管**はそれぞれ、新有権者が集まる大学の新生ガイダンスの場で、選挙出前講座を行いました。昨年の参院選以降、地方選を含め18歳以上の人が投票に参加できるようになり、今回の講座の受講生も、大半の新生が投票に行ったと



のことでした。奇しくも今回の両校は保健系の大学だったそうです。



メディア社会を生きる主権者として 連載にあたって

NPO法人 FCTメディア・リテラシー研究所所長 西村 寿子



18歳選挙権が始まり、若い世代を含めて社会の責任ある構成員として選挙をはじめ政治に参加すること、そのための準備教育として主権者教育がますます重要になっている。一方で私たちは、メディアと切っても切り離せない日常を送っているので、主権者として社会の動きを判断する力を育てるためには、メディアについて学ぶことを含めて構想していく必要があるだろう。メディアについて学ぶ取り組みをメディア・リテラシーと呼んでいる。メディア・リテラシーとは何か、どのようにして学ぶことができるのか、連載を通して考えていきたい。

執筆は、高校や大学で研究・実践をしているNPO法人FCTメディア・リテラシー研究所のメンバーが交代で行う。今回は、メディア・リテラシーが必要とされる背景と目標について考えてみたい。

メディア社会を生きる私たち

私たちの日常は、インターネット、スマホ、テレビ、新聞、雑誌、街中の広告など情報を媒介するメディアやメディアからの情報と一体のものとなっている。ごく簡単に振り返ると、明治時代になってから、新聞、雑誌、映画、ラジオ放送などマスメディアが次々と誕生し、生活に浸透していった。戦後、「平和主義・主権在民・基本的人権」を基本理念とする日本国憲法のもとで、それまで抑圧されていた言論・表現の自由が民主主義の前提として保障され、放送法などもその理念のもとに制定されていった。1953年にはテレビ放送が始まるが、日常生活でも映像メディアが大きな位置を占めていくことになった。また1995年以来、インターネットの爆発的な普及が始まり、またたく間に生活の隅々までデジタル情報が入り込むようになる。

最近10年ほどでは、スマホなどデジタル端末が広がり、それに合わせてYouTube、ツイッター、フェイスブック、LINEなどソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）が次々と生活のなかに浸透している。インターネットは、多数へ情報を届けると同時に、相互のコミュニケーションのあり方も大きく変えるメディアである。私たちは新しい端末を手にして、毎日、様々なメディアに習慣的に接することを通して、いま世の中がどうなっているのかを知ろうとする。また、SNSを使って容易に情報を拡散・発信することやメディア制作も可能になっている。

だが、実際に私たちが接触しているメディアから伝えられている情報は、無数に起こっている出来事の一部を切り取ったものでしかない。特に、2016年のアメリカ大統領選挙を通してフェイク・ニュースやポスト・トゥルース¹⁾といった社会現象が現れるなかで、ますますクリティカル²⁾にメディアと向き合うことが求められている。市民である私たちが、メディアについて学び、主権者として判断する力、発言する力を獲得していくことができるかどうか。それは、社会を構成する市民としての責任であると同時に、これからの社会のあり方と大きく関わっていくと思われる。

メディア・リテラシーとは

メディア・リテラシーに関わる研究や実践は、1980年代ころからイギリスやカナダ、オーストラリアなどで取り組まれてきた。ユネスコでも1982年の「グリュンバルド宣言³⁾」でメディア・リテラシーを市民になるための準備教育として位置づけ、就学前を含むすべての教育課程と生涯学習における包括的なプログラム開発を

1) 客観的事実よりも感情や個人的信念に訴える情報が民意の形成に影響力を持つ状況。

2) メディアの意味、偏り、価値観について社会的文脈で深く考え、多面的に吟味し読み解く視点、立場をいう。

呼びかけている。

メディア・リテラシーは次のように定義されている。「メディア・リテラシーとは、市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションをつくりだす力をさす。また、そのような力の獲得をめざす取り組みもメディア・リテラシーという。」⁴⁾

リテラシー（識字）は、文字を使って読み・書き・理解し・表現する能力の獲得だが、メディア・リテラシーとは、文字にとどまらず、あらゆるメディアに拡張して人間の基本的な権利であるリテラシーの獲得、すなわち市民として主体的に生きるためのコミュニケーション能力の獲得を目標にしていると考えられる。

実際に学んでいく際には、テレビニュースや

CM、インターネットサイトなどを分析対象に、メディア分析を行いながら、自らの経験としてメディアについての8つの基本概念（key concept）を理解していく。また、メディアには多様な側面があるが、相互の関係を考えるためには、分析モデルを使用する（図参照）。学び方としては、グループでお互いの「読み」を交換しながら深めるワークショップを大切にしている。通常、はじめに取り組むのは、基本概念の1と2である。これは、メディアは現実をそのまま映し出している鏡ではなく、記号化し構成した「現実」を提示していることを意味する。

たとえば、その日の出来事を淡々と映し出しているように見えるニュース番組であっても、番組時間の制約の中でトピックの順番や割り当てられる時間量、登場する人物や発言などすべて計算されている。メディア分析の過程では、それぞれのメディアがどのようなメディア言語を使って、どのように「現実」を構成するか、なぜそのように構成されているか、構成された「現実」からどのような価値観やイデオロギーを読み解くことができるか、などを順を追って学んでいく。

メディア・リテラシーの取り組みでは、選挙報道など政治的なトピックを分析対象にしても、そのことについて「賛成か反対か」など価値判断を行うことを目的にしない。あくまでも客観的なメディア分析にもとづいてグループで様々な角度から話し合い、基本概念を経験として理解していく。

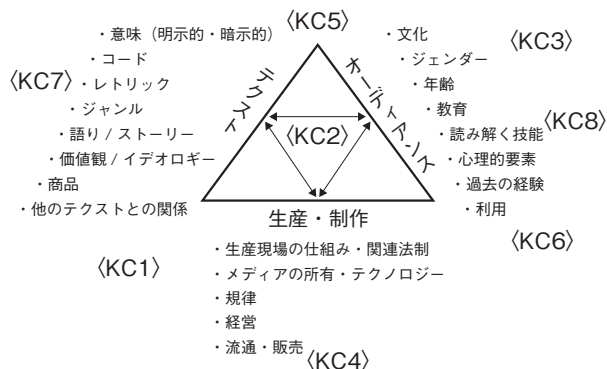
ワークショップ以外の日常生活でも「なぜ、そのように構成されているか」「誰に向けられているか」「そこに取り上げられていない情報は何か」など、問いを持ってメディアに向き合い、クリティカルに思考し、発信する力を獲得することを目指しているのである。

にしむら ひさこ 2011年から所長。大阪大学人間科学部非常勤講師。共著に『最新Study Guideメディア・リテラシー入門編』（リベルタ出版、2013年）等。FCTは1977年創設以来、メディア分析調査やメディア政策への提言、セミナー、市民講座の企画などに取り組んでいるNPOである。<http://www.mlpj.org/>

8つの基本概念

- KC1 メディアはすべて構成されている
- KC2 メディアは「現実」を構成する
- KC3 オーディエンス（聴衆、受け手）がメディアを解釈し、意味をつくりだす
- KC4 メディアは商業的意味をもつ
- KC5 メディアはものの考え方（イデオロギー）や価値観を伝えている
- KC6 メディアは社会的・政治的意味をもつ
- KC7 メディアは独自の様式、芸術性、技法、きまり／約束事をもつ
- KC8 クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーションをつくりだすことへとつながる

分析モデル メディア研究モデル / 8つの基本概念



3) ユネスコがドイツのグリェンバルトで開催した国際シンポジウムで採択した宣言。
4) 鈴木みどり編『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』1997年、世界思想社

大学入試の新テストは どのように変わろうとしているのか

教育ジャーナリスト 友野 伸一郎

学力の3要素を育む上で 障害となっている現在の大学入試

これまでの連載で、①現在では学力が「知識・技能」だけではなく、「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」までを含む「学力の3要素」として考えられていること、②高校でも大学でもこれら学力の3要素を育成するような教育へと改革することが求められていること、そして③そうした改革が実施される上で最大の障害となっているのが現在の大学入試が「知識・技能」を問うものに終始している点であることを明らかにしてきた。

では一体どのような大学入試に変わろうとしているのだろうか。まず、現在のセンター入試は廃止される。その上で、新しく2つのテストが設けられる。1つは「高等学校基礎学力テスト（仮称）」（以下「基礎学力テスト」）であり、もう1つが「大学入学共通テスト（仮称）」¹⁾（以下「大学入学共通テスト」）だ。さらに、各大学による入学者選抜も改革が求められている。そしてこの3つが有機的に結びつくことで学力の3要素全体を評価できることになる。

今回は、この3つについて解説していく。

「高等学校基礎学力テスト」は 基礎学力の定着のために実施

基礎学力テストおよび大学入学共通テストは、2017年度の初頭に実施方針が公表される予定だが、本稿の執筆時点では未発表であるため、2016年3月発表の高大接続システム改革会議の最終報告の内容をもとに紹介する。

まず基礎学力テストは、基礎学力が生徒にどの程度定着しているのかを測定することを目的

としたものである。そして学力の3要素に関しては「知識・技能」であり、これに「思考力・判断力・表現力」をバランスよく取り入れるものとされている。

測定というと、生徒の間の学力差や優劣を確認するものと誤解する人も多いが、このテストの目指すものはすべての生徒が基礎学力を確実に習得する、そのための手段として位置づけられていることが特徴だ。つまり、生徒や学校がどこまで定着しているかをテストで確認し、そこに不十分な点があれば教育を通じて補っていく、そのための材料を提供するテストだと言えることができる。

導入当初は、英語、数学、国語の3教科で実施される。英語については、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を測るテストになると考えられている。ただし、実施する教科についても各高校が判断できるようになる、つまり高校の判断で一部の教科・科目を選択して受検することもできると現時点では考えられている。

また、1年に複数回実施が考えられている。このため、CBTとIRTの導入が検討されている。

CBTとは「Computer-Based Testing」の略で、モバイル端末などのコンピュータ上で実施する試験である。これにより設問の幅が広がると同時に、集計などの処理が迅速に行えるようになる。

IRTとはItem Response Theoryの略で、項目反応理論と訳されるが、これは統計的な処理を行うことで、複数の異なるテスト間の結果を比較することができる手法だ。各高校で年複数回の実施が可能になると、生徒たちは回によって異なった問題に取り組むことになるが、その結果を比較するために必要とされるのが、この

1) 5月16日に「大学入学共通テスト（仮称）」案が発表され、「大学入学希望者学力評価テスト」から名称変更された。その発表内容に関しては次回で紹介する。

2) 入学後の学修計画書。大学での学びについては、授業時間前後の学びを含めた総称として「学修」の用語が一般的に使用される。

IRTである。

この基礎学力テストは当初は結果を大学入学者選抜に利用する構想であったが、現在では2019年度から2022年度までの間はテスト結果を大学入学者選抜には利用しないことが明らかになっている。

「大学入学共通テスト」は「思考力・判断力・表現力」を重点的に評価

大学入学共通テストは、2021年1月からの実施が予定されている。このテストは国立大学の入学希望者がほぼ全員受験するという意味では、現在のセンター試験と同じ役割を担うことになる。ただし違いは、現在のセンター試験が「知識・技能」の評価に重点を置いたものであるのに対して、この大学入学共通テストは「思考力・判断力・表現力」に重点を置いたものになるということである。

そして、すでに読者はお気づきのことと思うが、この大学入学共通テストはセンター試験に対してと同様に、基礎学力テストに対しても学力の3要素における評価する重点が異なるのである。つまり基礎学力テストが主として「知識・技能」の定着を測定するのに対して、大学入学共通テストは、主として「思考力・判断力・表現力」を評価するとしているのである。

したがって、この大学入学共通テストでは、マークシート式問題においても正解が1つに限られない問題や、数値や記号等を直接書き込む方式などが検討されているし、また記述式問題の導入が確実視されている。しかも重要なポイントは、2021年度からこの大学入学共通テストは導入されるが、2025年からはさらに高度に「思考力・判断力・表現力」を問うものになるということだ。この2025年というのは、高校教育で「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」をアクティブ・ラーニングを通じて育成するという新学習指導要領のもとで教育を受けた生徒たちが受験する初めての年度である。

つまり、「学力の3要素」をアクティブ・ラーニングを通じてバランスよく育成することを目的とした高校教育改革の進捗と、この大学入学共通テストは同期しているということである。

さらに付け加えておくと、大学入学共通テストにおいても2025年からは、CBTが採用される予定となっている。

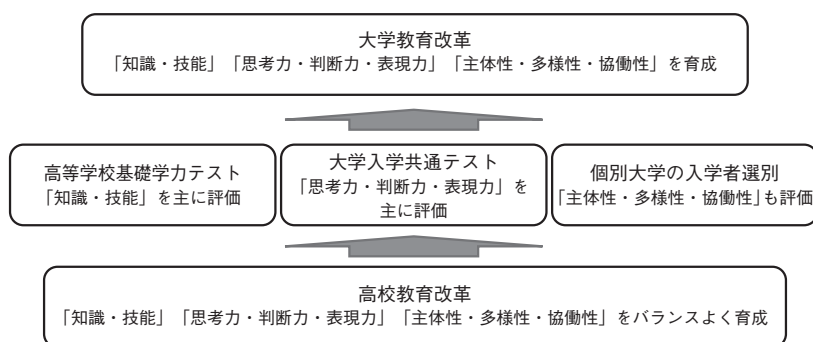
個別大学の入学者選抜では「主体性・多様性・協働性」を重視

個別大学の入学者選抜についても、大きく改革が求められている。ただしここにおいても、重視されているのは「学力の3要素」である。大学入学共通テストにおいて「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を評価するのだから、個別大学における入学者選抜においては「主体性・多様性・協働性」を評価していく、ということだ。これらが組み合わされることで、学力の3要素がすべて評価に含まれることになる。

そのために、個別大学の入学者選抜では小論文、プレゼンテーション、面接などが重視されるとともに、大学入学前の多様な学習や活動に関する調査書や学修計画書²⁾、大学入学希望理由書などの見直しや重視などが検討されている。

下図のように大学入学者選抜の改革は、基礎学力テスト、大学入学共通テスト、個別大学の入学者選抜の3つが有機的に連関することで、学力の3要素の全体を評価することが構想されている。しかも、この大学入学者選抜の改革は、大学教育改革、高校教育改革と三位一体の改革として位置づけられているのである。

今回は、新テストの実施上の課題となっていることや問題点などについて考えてみたい。



*前号(37号)の記事中、「探求」は「探究」の誤りでした。お詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ

総務省に設置された「主権者教育の推進に関する有識者会議」が、選挙権年齢引下げ後に初めて行われた国政選挙である第24回参議院議員通常選挙や各種調査の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題の整理を目的に検討を行い、そのとりまとめを平成29年3月末に公表しました。概要を紹介します。

会議には高校教員、選挙管理委員会、NPO代表、大学教員、ジャーナリストら9人が参加（座長は明るい選挙推進協会の佐々木毅会長）し、29年1月から3月にかけて3回の会合を持ちました。とりまとめではまず、選挙権年齢が18歳以上に引下げられた初の国政選挙について、「学校、選管、マスコミ等による出前授業などの取組が相まって政治意識の醸成が図られた」「18歳と19歳の投票率は、関係者の努力が功を奏し、社会全体で気運が高められた結果として評価でき、今後の投票参加も期待できる」と総括したうえで、「解決すべき点も明らかとなり、更なる充実を図っていく必要がある」とし、下記の点を列挙しています。

主権者教育の取組と課題

学校教育における主権者教育に関して、「高校生に対する教育が重点的に行われたが、知識学習や体験学習に重点が置かれ、十分に議論し、意思決定する取組は多くなかった」としています。その要因を「参院選までの短期間で知識や関心の向上が求められた」「教員の考える時間や教える時間が確保できなかった」「公職選挙法や政治的中立性の観点から、授業でどの程度扱えばよいのかなどの疑義を抱く、授業で扱いにくいと指摘する声もある」としています。

18歳と19歳の投票率の差（約9ポイント）について、「19歳の多くは大学生や社会人等であ

り、教育や呼びかけを受ける環境になかった」「メディアの扱いが18歳の高校生に集中した」「大学生等が住民票を異動しておらず、居住地で投票できなかった」「不在者投票制度の認知度不足と手続きが煩雑との指摘もある」としています。

選管の取組については、「実際の選挙機材を用いて外部の者が行う模擬選挙は生徒も興味を持つ有効な取組であるが、選管の人員不足によりすべての要望に対応できていない」としています。

学校と外部との連携協力については、「生徒の関心を高める有効な取組であり、子供議会や議員との対話等の取組もある」が、「学校側が外部の専門家を招へいするために必要な情報が未整理」「議員を招く取組は難しい課題」といった課題があるとしています。

主権者教育の考えられる方向性

継続的に投票参加する主権者の育成が必要であり、「子供から大人まで、主権者教育の機会を提供すべきであり、身近な問題から社会問題まで、年代や環境に応じた題材による多様な取組が求められる」としています。

・発達段階に応じた取組が必要

高校入学以前の段階では、「小学生やそれ以前の段階では家庭の役割が大きく、親世代の意識向上も重要。授業参観にあわせた出前授業、親子参加型イベントや子連れ投票が、家庭での話合いにつながる」「小学生高学年や中学生は、地域課題に取り組むことで地域の一員としての自覚が生まれる」「児童会・生徒会の活動は校内における社会参加と言え、学校全体で積極的な活用が望ましい」としています。

高校生段階では、「公民科以外の教科でも考える力、判断する力を養う教育を行うことが重

要」「学校又は学年全体で系統的に指導することが、教員の人員不足、時間不足への対応としても有効」「社会の問題を理解できる年代であり、現実の政治的事象を題材にしたディベートや、実際の選挙を題材に模擬選挙を行うことも効果的」「新聞記事やニュースを活用した授業も効果的」とし、また特別支援学校では「個々の生徒に応じて工夫を凝らした取組が期待される。事例の情報共有を図り、更に取組を進める必要がある」としています。

高校卒業後の有権者に対しては、「政治学の授業以外でも主権者教育を行う」「大学への期日前投票所の設置と選挙事務への参加が、意識の向上に有効」「大学生が高校以下の学校に向向いて実施する出前授業は、受ける側、教える側の双方の学びにつながる」とし、実家を離れた学生については「住民票異動は地域住民としての前提であり、意義や必要性を学生、保護者ともに理解してもらうことが重要」「不在者投票制度の認知度向上を図ることが必要」としています。

さらに大人の政治意識の向上の重要性をあげ、「地域において主権者教育の場を提供することが期待される。企業の協力も望まれる」としています。

主権者教育の担い手として、地域には選挙や政治参加の推進に関わる明るい選挙推進協議会やNPO法人など民間団体があり、「その役割も重要」「議員と若者との間をつなぐイベントや意見交換等での積極的な取組が期待される」としています。

・計画的、組織横断的な取組の方向性

「子供から大人まで継続的に主権者教育に取り組むには地域の様々な機関が連携協力し、長期的展望を持った計画も必要」とし、「各年代に応じた題材と定期的に行われる選挙の時期を踏まえて一体的に計画を作成していくことが効果的で、中核となるプランナーや協議会が必要」としています。例えば「選挙のない時期は地域課題や現実の政治的事象を題材に話し合いやディベートを行い、選挙が近い時期には模擬選

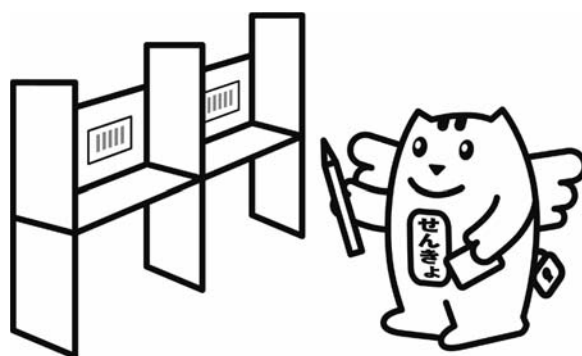
挙を行う」「毎年特定の時期に、全校一斉の授業やイベントを開催する」としています。また、「地域課題の学習には地方公共団体の議員や職員の活用も有意義であり、議員の招聘には議会事務局の協力を得ることが有効」「議会審議の傍聴も効果的な取組」としています。その他、「模擬選挙を行う際の租税や法律など他施策の教育との連携も考えられる」「模擬議会や模擬請願等の選挙以外の政治関与の仕方を学ぶことも効果的」「子供議会の結果を政策に反映する取組や子供が個々に請願するなど、自主的に取組を発展させることも見受けられる」としています。

・国及び地方公共団体による取組の方向性

「国において講師名簿を作成し、アドバイザー派遣制度の構築に取り組むべき」「長期的展望を持った計画についての先進的な取組を支援し、情報共有を図る必要がある」「地域や各企業に対して、研修、イベント開催の取り組みを進める」「選管の出前授業において、共通資料等の活用や組織横断的・広域的に対処することで、少ない人員でも対応できる」などとしています。

最後に、「主権者教育については、本とりまとめですべての方向性を導き出させているものではなく、様々な取組の蓄積を通じて、引き続き研究・検討を行っていくことが必要」「創意工夫を重ねた実践を求められる時期で、関係者による充実した取組に期待する」と締めくくっています。(文責編集部)

< 総務省サイト > http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html



やまぐち若者会議

山口県選挙管理委員会

やまぐち若者会議について述べる前に、前身である青年法政大学について説明したい。山口県では、地域活動や明るい選挙を支える青年リーダーの育成を目的として、昭和50年から約40年間にわたり、青年法政大学という政治や選挙等について学ぶための講座を毎年実施してきた。大学進学率が今ほど高くなかった開講当時、社会人として働く若者に学びの場を提供する意図もあり、最盛期には県下6会場で各会場年間10数回から30回近くの講座が開催され、3,000人以上の受講者を輩出したが、大学進学者が増えてきた近年、受講者数が伸び悩んでいる状態であった。また、政治と選挙という題材をストレートに使った座学中心の講座内容も、最近では敬遠される1つの要因であったと考えられる。運営は受講生によるOB会が担っていたが、だんだんと活動が困難となり、代わって運営を行う選挙管理委員会事務局の負担も大きくなっていた。

伝統ある青年法政大学ではあったが、従来どおりの方法で実施し続けるには難しい段階にさしかかってきたため、平成28年度、名称も内容も一新した事業として「やまぐち若者会議」を立ち上げることとなった。

◆ やまぐち若者会議

まず、山口県明るい選挙推進協議会内に設置された企画委員会で、名称と内容の変更を検討した。その際、事務局側から、これまでの座学講義形式からワークショップ（以下「WS」）形式への変更や、そのWSのテーマをまちづくりなど身近なものにすることや、27年度受講者であった大学生への協力依頼などを提案した。企画委員から、WSの前に基調講演を行えばWSが進めやすくなるのではないかという意見もあり、まちづくりに関する講演とWSという

基本となるスタイルができあがった。

前年度受講者の大学生に、率直な感想やWSに対する意見などを聞いたところ、18歳から40歳までを若者として一括りに募集していた青年法政大学は、どういった層をターゲットとしていたのか分からなかったという指摘を受けた。そこで今回は、対象を18歳から25歳程度に絞り込み、大学生を中心に募集することになった。ターゲットである大学生目線からの意見を取り入れるということで、意見を聞いた大学生には引き続き企画・運営を手伝ってもらうこととし、話し合いを重ね、「やまぐち若者会議」という名称も決定した。

基調講演については、企画委員から講師として適任であろう方を何人か紹介してもらい、山口県周防大島町にIターンしたローカルクリエイションオフィスLOCO代表の泉谷勝敏氏に、「ぼくらの描く地方創生－過疎の島から見える未来の光景－」というタイトルで基調講演を行ってもらうことになった。泉谷氏はふるさとライフプロデューサーとして、周防大島町の移住施策や、総務大臣賞を受賞した地方創生動画「回帰」などの動画配信、都会の便利な暮らしに慣れすぎた「サービス依存症」の人への処方薬に見立てた「シマグラシS錠」というノベルティを作成し、島暮らしを提案するPR企画をプロデュースした方である。



ワークショップの様子

WSは、「若者が住みたくなる10年後の山口」というテーマで、訳あって山口県に帰りたいと考えている県外在住の架空の人物たちが、どんな制度や仕組みがあれば山口県に戻りやすくなるかを考えるもので、それぞれ年収や家族構成、帰りたい理由等も違う3パターンの事例を用意した。当日は、全6グループがこの3パターンのどの事例について考えるかを、1パターンにつき2グループ割り当てられるようくじで決定した。このWSは1グループにつき5～6人で実施するが、そのグループには参加者だけではなく、ファシリテーター（進行役）として1人ずつ若手県職員を配置した。これにより、ファシリテーターが時間管理や議論の軌道修正等を行うため、参加者が議論に集中でき、より円滑にWSをすすめることができた。最後に各グループでまとめた意見を発表してもらい、どのグループのアイディアが良かったかを参加者全員で投票するという形式をとった。

内容を作り上げていくのと同時に、参加者を募るため、選管ホームページに募集要項を掲載し、チラシを作成し県内の大学や短期大学に配布するなどした。会場として使用した山口大学の協力もあり、山口大学のFacebook等での周知も行った。しかし人を集めるのは容易なことではなく、募集開始直後は若干の応募があったものの、その後しばらくは応募がない日が続いた。そこで、受講対象者が多くいる専門学校や企業等へ担当者が直接赴き、主旨を説明し周知を行った結果、最終的には24人の参加者が集まった。

そして当日は、まず泉谷氏に1時間程度、IターンやUターンを促進していく上で重要となる考え方やその手法について、スライドを使って説明をしてもらった。移住者のニーズを的確に掴み、移住者だけではなく地元住民にも配慮し、従来の型にはまらない新しい視点での移住施策の講演は、参加者からも大変好評だった。

後半はまちづくりに関するWSを実施した。どのグループも活発な議論が交わされ、予定されていた2時間弱では時間が足りないほどで



あった。アンケートの結果でも、基調講演、WSともに概ね好評であり、また、報道取材も多く、これまでの取り組みとは違う内容が注目されたのではないと思われる。

◆ 今後のやまぐち若者会議

参加者には好評であったが、改善すべき点も見つかった。青年法政大学でも課題であった参加者の確保であるが、これについては解決したとは言いがたい。何もない状態からの参加者集めは、やはり多大な労力を必要とするため、若者が集まる行事にやまぐち若者会議の日程を重ねる等、参加者集めの方法を検討する必要がある。

また、若者、特に大学生に親しみやすいよう設定したテーマの「まちづくり」は、自分たちでより良い社会を作っていくという点は「選挙」にも通ずるということで、選挙啓発の一環としては意味のあるテーマではあった。しかし今回の内容では、「まちづくり」から「選挙」への結びつきを訴える仕掛けが少なかった。参加者に親しみやすいテーマで実施することは今後も継続していくべきだが、いかに「選挙」との関連性を組み込んで行けるかが課題である。さらに、青年リーダーの養成を事業目的とした青年法政大学と比べると、今回の仕込みと運営では目的達成には程遠く、これをどう取り扱っていくのかも残された課題である。

青年法政大学の課題をすべてクリアはできなかったが、今後につながる成果を得ることができ、何より参加者に満足してもらえたことは大きい。今後も若者への効果的な選挙啓発事業について、試行錯誤を重ねていきたい。

将来の有権者(小学校6年生)に向けた「給食大臣選挙」に込めた思い

多摩市選挙管理委員会事務局 前事務局長(現選挙係長)* 越智 弘一



18歳選挙権が実施され、平成28年度から以前にも増して全国各地で出前授業や選挙啓発事業が盛んに行われています。東京都多摩市では、学齢期からの主権者教育が必要と考え、小学校・中学校・高等学校での学習内容や理解度に応じた段階的な選挙啓発授業を行うため、内容に工夫や変化を持たせて実施しています。今回は、小学校での授業のコンセプトや目的、実施にいたる関係者の協力についての経過を含め、授業の内容を紹介します。

◆「給食大臣選挙」のコンセプト

全国各地で工夫を凝らした出前授業が実施されていますが、他の自治体の内容をまねるのではなく、オリジナルな内容で、授業の目的を明確にした新しい啓発授業を作り上げたいと考え、次の目標を立てました。①子どもたちが選挙のことを「楽しく・分かりやすく学べる授業」を組み立てる。②子どもたちが選挙の知識を学ぶだけではなく、「参加型で自分の意見を表明する機会を設け、最後に自分の考えをまとめてから投票する体験授業」にする。③授業に協力してくれる方が安定的に確保でき、「協力してよかった」と思える授業にする。④授業の最後に、子どもたちの心の中に「投票してみたい」という気持ちが、自然に湧き出るような授業にする。

◆コンセプトをどのように授業に反映したか

<「楽しく・分かりやすく学べる授業」を組み立てる>

給食大臣選挙では、選挙の争点を「どうやって給食の食べ残しを減らしていくか」ということに焦点を当て、課題解決方法を候補者の訴えから判断して自分の答えを出してもらいます。

これは、選挙を人気投票とはせず、子どもたちの身近にある課題の解決を選挙の争点に設定しているものです。

台本の作成には、前職で関わっていた児童館の館長にも進行や訴えの台詞を見てもらい、子育て現場の職員の知識やアドバイスを受けて、子どもたちが理解しやすい台詞回しに直しています。また、候補者の名前は主張する内容にそって設定し、襷やのぼり旗、鉢巻をカラフルに作成し、名前を聞いただけで子どもたちが訴えの内容を想像できる設定にしています。

うまいもん くらそう
「馬居間 空蔵」候補：アンケートで好きな給食のメニューを調査し、上位5つを給食の献立にして食べ残しを減らす。

ばらんす えいこ
「芭蘭栖 栄子」候補：食材の栄養素とバランスを学び、良好な発育に必要な知識を習得することで、食べ残しを減らす。

もたい ないよ
「茂田井 奈衣代」候補：もったいない精神を学校中に広め、給食の食べ残しを減らす。

<自分の意見を表明し最後に自分の考えをまとめてから投票する>

候補者の訴えを聞いた後、子どもたちには一度目を瞑ってもらい、どの候補者の訴えに賛成するか、仮に手を挙げてもらいます。その中から応援演説をする児童の選出を先生にお願いし、その場で応援演説をしてもらっています。

子どもたちの意見は、感性に優れ、自分の言



*再任用後も選挙係長として選挙出前授業に取り組んでいる。

葉で表現しますので、どのような発言が飛び出すか、予測が毎回つきませんが、新鮮で大胆な発言が多く、子どもたちの心にストレートに響く醍醐味があります。子どもたちの応援演説を聞いて最初の考えを変更する児童も多く、当初の予備調査の人数が大きく変わり、当選者が変わることも多くあります。これは、子どもたちが自分の言葉で賛成理由を述べることで、主張内容がより明確になり、自分で判断しやすくなることや、クラスの人気者が応援することで大きく影響されることもあり、現実の社会動向に似ています。

＜協力者が安定的に確保でき「協力してよかった」と思える授業にする＞

給食大臣選挙の候補者役は、多摩市明るい選挙推進委員にお願いしています。街頭で啓発のビラやティッシュを配るのと違い、生き生きとした児童の反応を目の前で直に感じ取れます。笑顔や笑い声の中、普段の啓発活動では体験できない反応を子どもたちからシャワーのように浴び、参加した推進委員は、いつも張り切って授業に参加しています。

候補者の台詞は原稿用紙1枚程度ですが、忠実に記憶するには努力を要するようで、「料理の合間も冷蔵庫に貼り付けた台詞を見て暗記した」とおっしゃる推進委員もあり、当選した時にはさらに感激が増すようです。こうした感激や感想が推進委員全体に広まることにより、協力してくれる委員も増え、ますます演技に磨きがかかります。

また、給食の残さいの量は給食センターの実際のデータを活用し、各学校の残さい量の説明も、栄養士の来校を依頼し直接説明してもらっています。給食センターの職員にとっては、食育と食べ残しの減量につながることから、他部局でも力強い協力体制を整えてくれます。

＜「投票してみたい」という気持ちが自然に湧き出るような授業にする＞

開票結果を伝え、当選証書を渡した後、子どもたちから感想を聞いていますが、「1票の重みを感じた」「難しいと思っていた選挙の仕組



みが楽しく理解できた」など、子どもたちの感動と共に発せられる感想は大人顔負けの発言も多く、印象に深く残る経験となっています。

感想文には、児童が授業で関心を持った内容がそれぞれの視点で書かれ、感謝と感激の言葉が山盛りで選管事務局に届きます。同時に、担任の先生や学校長の印象にも強く残り、次年度以降の継続的な授業の実施や、まだ実施していない学校へ評判が伝わり、模擬投票の授業実施の拡大につながっています。

◆ 啓発授業が目指すもの

啓発授業の多くは、政治や選挙の仕組みや投票の手順を教える授業が目立ちますが、私たちは「子どもたちの心に響く授業」を目指しており、「投票体験を通じて自らの答えを出し、実際の投票行動につなげること」を目標にしています。最近では、授業後の評判がPTAにも伝わり、PTAの主催による出前授業や学校公開日での授業実施に発展し、子どもたちに留まらず、その父母の関心も合わせて呼び起こす効果が出てきています。

中学校・高等学校での授業にもそれぞれ目標を持ち、挑戦と失敗を重ねながら、学風や授業内容、授業態度や理解力等の状況に合わせて、授業内容を変えています。出前授業の内容やコンセプトには絶対という正解はなく、それぞれの自治体の考え方や職員体制、学校の状況等も考え合わせ、創意工夫をされていると思います。多摩市もそうした事例を参考に、より子どもたちの心に響き、子どもたちの心に深く刻まれる授業を目指し、今後も出前授業の内容の充実に努力していきたいと考えています。

マクロン氏が新大統領に―国民は消極的選択

フランスの新大統領に、EU残留を主張するエマニュエル・マクロン前経済相（無所属、中道）が選出され、フランス史上最年少（39歳）の大統領が誕生することになった。

第1回投票は4月23日に行われ、マクロン候補が24.01%、EU離脱を掲げる右翼・国民戦線の党首、マリーヌ・ルペン候補が21.30%を獲得したが、過半数に達した候補者がいなかったため、両候補による決選投票が行われることとなった。第1回投票の結果で特徴的なことは、二大政党の候補者が決選投票に残らなかったことである。最大野党・共和党（中道右派）のフランソワ・フィヨン元首相は20.01%を獲得して3位となったが、与党・社会党のブノワ・アモン前国民教育相はなんと6.36%しか獲得できず歴史的な惨敗を喫した。健闘したのは19.58%を獲得して4位となった左翼党のジャンリュック・メランション氏で、最低賃金の大幅増やEU条約の見直しなどを掲げて若者の支持を集め支持率が急上昇したが、決選投票には進めなかった。

二大政党が惨敗し、EU離脱やEUに懐疑的な候補者が健闘した背景には、フランスの経済や雇用状況がある。経済成長率はここ数年1%前後に落ち込み、失業率は10%とドイツ（約4%）を大きく上回っている。特に若者（24歳以下）の失業率は24.7%とほぼ4人に1人が職に就けていない。さらにイスラム過激派のテロが頻発するなか、正規のルートによる移民が年間15万人増え続けていることが国民の職を奪っているとされ、これらが移民制限・EU離脱を掲げる候補者が支持される背景となっている。投票率77.77%、有権者は18歳以上で、約4700万人。

5月7日行われた決選（第2回）投票では、マクロン氏が66.10%を獲得してルペン氏（33.90%）に圧勝した。しかし、投票後の世論調査では、マクロン氏に投票した4割の有権者は「ルペン氏の当選を防ぐ」ためであって、マクロン氏の公約に賛同したのは2割にとどまっている。そのためか、決選投票の投票率は74.56%と第1回投票を下回り、白票・無効票も第1回を大きく上回る

11.47%に達し、過去最多となった。エリートのマクロン氏も右翼のルペン氏も支持をしない有権者が多かったことが伺える。



マクロン氏は当選後、「経済の苦境、社会に広がった亀裂、苦しくなる暮らしを放置しない。国民の怒りを聴き、弱者に手を差しのべる」と演説。そして、ルペン氏が極右政党候補として過去最多の1千万を超える票を獲得し、EUや移民政策に対する国民の強い不満を反映するかたちとなったことから、「市民と欧州の関係を紡ぎ直す」とも述べた。

マクロン氏は、自ら立ち上げた政治運動「前進」を政党「進め共和国」に変え、6月に行われる国民議会で単独過半数を目指すとしているが、支持基盤を拡大できるか注目されている。

フランスの大統領制

フランスでは、大統領のほかに議会により選出される首相が存在する。1958年、ド・ゴール首相のもと、議院内閣制のシステムを採りながらも大幅に大統領権限を強化した第五共和国憲法が採用され、形式的・儀礼的な存在であった大統領が「三権の総覧者」として議会解散権・閣僚任免権・条約批准権など大幅な権限を有することとなった。大統領に大きな権限があるが議院内閣制の枠組みを取っていることから、「半大統領制」あるいは「大統領制的議院内閣制」と呼ばれている。

両者の権限の分担は、主に、大統領は外交政策に、首相は内政に責任を有するとされている。この分担は憲法では明確に規定されていないが、政治的慣例として発展してきた。

大統領や国民議会などフランスの多くの選挙で採用されている2回投票制は、1人の公職者を選出する際、どの候補者も最初の投票で一定数の得票に届かなかった場合に、上位の候補者によって決選投票を行う制度。世界では、主にフィンランドやブラジルなどの大統領選挙で採用されている。

■平成29年度フォーラムの開催地と開催日

ブロック別フォーラム(研修会)を下記のとおり開催します。参加費は無料、参加者募集は都道府県指定都市選挙管理委員会を通じて行います。

	地域コミュニティフォーラム	若者リーダーフォーラム
北海道・東北	6月19日(月)~20日(火) 岩手県盛岡市	7月1日(土)~2日(日) 北海道札幌市
関東甲信越静岡	10月12日(木) 栃木県宇都宮市	11月25日(土)~26日(日) 山梨県甲府市
東海・北陸	7月25日(火) 三重県津市	10月21日(土)~22日(日) 京都府京都市
近畿	9月14日(木) 和歌山県和歌山市	
中国	7月12日(水)~13日(木) 島根県松江市	7月1日(土)~2日(日) 愛媛県松山市
四国	8月2日(水) 高知県高知市	
九州	9月20日(水)~21日(木) 長崎県長崎市	11月11日(土)~12日(日) 佐賀県佐賀市

○地域コミュニティフォーラム：島根県松江市

- ・事例紹介「鳥取県選管、島根県選管、東広島市選管の選挙出前授業」
- ・講義「主権者教育に求められるもの」+グループワーク「選挙出前授業のプログラムをつくってみよう」
- 藤井剛・明治大学特任教授(元高校教員、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」作成協力者)

○若者リーダーフォーラム：愛媛県松山市

- ・講演「民主主義は最良の政治原理か? (仮)」梶原克彦・愛媛大学准教授(政治学)
- ・活動報告「岐阜県若者の選挙意識を高める会ほか」
- ・ワークショップ「地域から政治を考える(仮)」NPO法人NEXT CONEXION 越智大貴代表

■「投票ガイドブック」大学等に配布

大学生等をターゲットとしたパンフ『「マンガで分かる」投票ガイドブック』を作成し、全国の国公立の大学、短大、高専、専修学校に配布しました。ジャーナリストの池上彰さんに協力いただき、選挙の意義や投票方法、候補者情報の集め方などをマンガで説明しています。パンフとあわせて動画「池上彰の特別講座 若い人の投票で何が起きるのか?」をYouTubeで公開する予定です。



■優良活動表彰募集開始

明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範となる活動を表彰します。明るい選挙推進協議会や自治会、NPO法人などを対象に、10月31日まで募集しています。詳しくは、協会ウェブサイトをご覧ください。

■講演会の講師、承ります。

協会職員が、「選挙啓発」「明るい選挙推進協議会の活性化」「話し合い活動」「主権者教育」「意識調査結果」などをテーマに研修会やワークショップの講師を務めます。市町村職員の研修所、教員対象の研修会などでもお話しさせていただきます。詳しくは協会までお問合せください。

■寄附のお願い

明るい選挙の推進のため、皆様のご支援をお願いしております。当協会にご寄附をいただいた場合には、税制面の優遇措置が受けられます。詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。

表紙ポスターの紹介

- ◆平成28年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

藤村 帆花さん 佐賀県武雄市立山内中学校1年(受賞時)

ひがしら まさひと
東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

最初に幼い子どもが描いたような絵が、目に飛び込んできますが、じっくりと作品を見て「わたしの未来守ってね」の標語とともに、ポスターの中の子供が自分の未来を描いていることに気付いたとき、見る人に最初の印象とは違う新たな意味をつくりだします。



編集後記

- 特集は70年が経過した日本における女性参政権の歴史、現状、課題について執筆いただきました。国会に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」が与野党共同で提出されましたが、成立するでしょうか。
- 今号から連載「メディア・リテラシーを学ぶ」をスタートしました。執筆者のFCTメディア・リテラシー研究所には、当協会の研修会でもワークショップを実施していただいています。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780

〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/>

〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkkyo>

〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研

宝くじは、
みなさまの豊かな
暮らしに
役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、
さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

 一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>

